

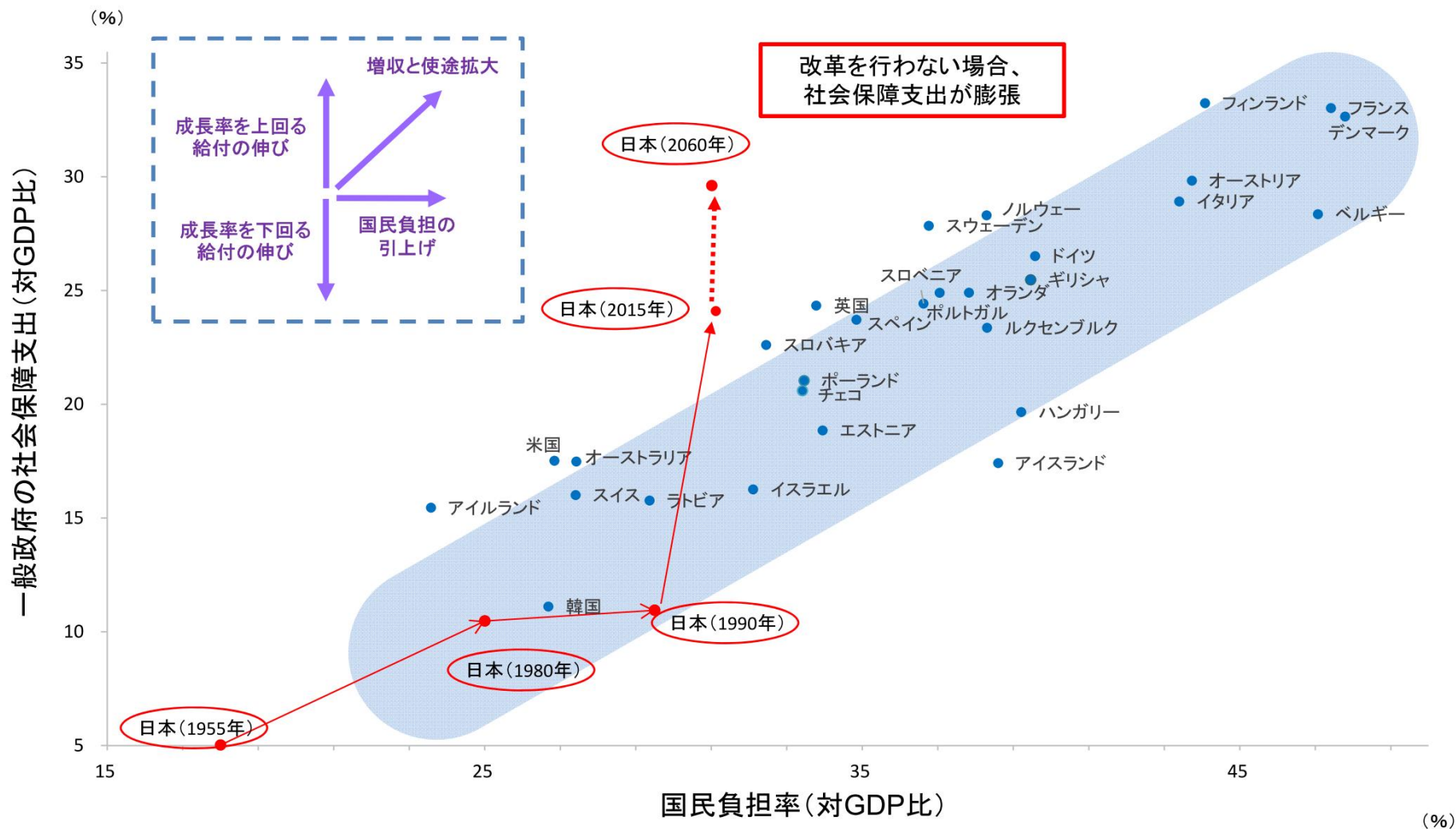
TMA近未来医療会議

社会保障・医療を支える適切な財源と 財源構成のあり方

於)第4回公開シンポジウム
令和5年4月6日

法政大学経済学部
菅 原 琢 磨

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係



(出典) 国民負担率: OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等。

社会保障支出：OECD “National Accounts”、内閣府「国民経済計算」。

(注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。

(注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(平成30年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

医療費の財源構成（平成29年度）

医療保険の自己負担割合は、医療保険制度全体で見ると15%程度。保険給付でまかなわれる残りの85%のうち、公費でまかなわれる部分が32%程度、保険料でまかなわれる部分が53%程度となっている。

後期高齢者とそれ以外で分けた場合、自己負担割合は後期高齢者が約8%、それ以外が約20%となっている。

医療費 40.2兆円	医療給付費 34.2兆円 (実効給付率 85.0%)		自己負担額 6.0兆円 (15.0%)
	公費 13.0兆円 (32.3%)	保険料 21.2兆円 (52.7%)	



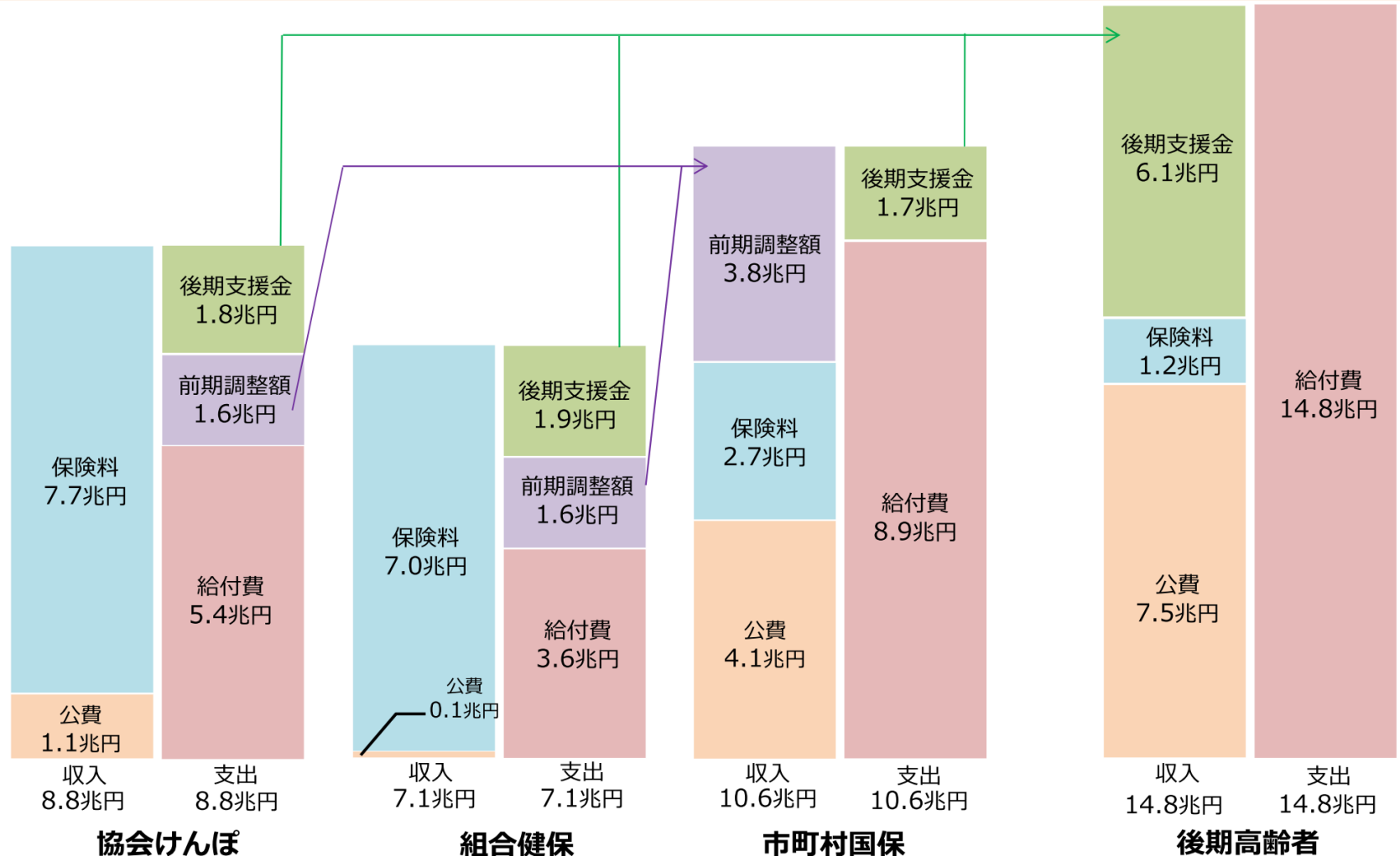
後期高齢者 以外 24.2兆円	医療給付費 19.4兆円 (実効給付率 80.3%)		自己負担額 4.8兆円 (19.7%)
	公費 4.7兆円 (19.6%)	保険料 14.7兆円 (60.7%)	

後期高齢者 16.1兆円	医療給付費 14.8兆円 (実効給付率 92.0%)			自己負担額 1.3兆円 (8.0%)
	公費 7.5兆円 (46.5%)	保険料 1.2兆円 (7.2%)	支援金 6.1兆円 (38.3%)	

〔 公費 0.8兆円
保険料 5.4兆円 〕

制度別の財政の概要（平成29年度）

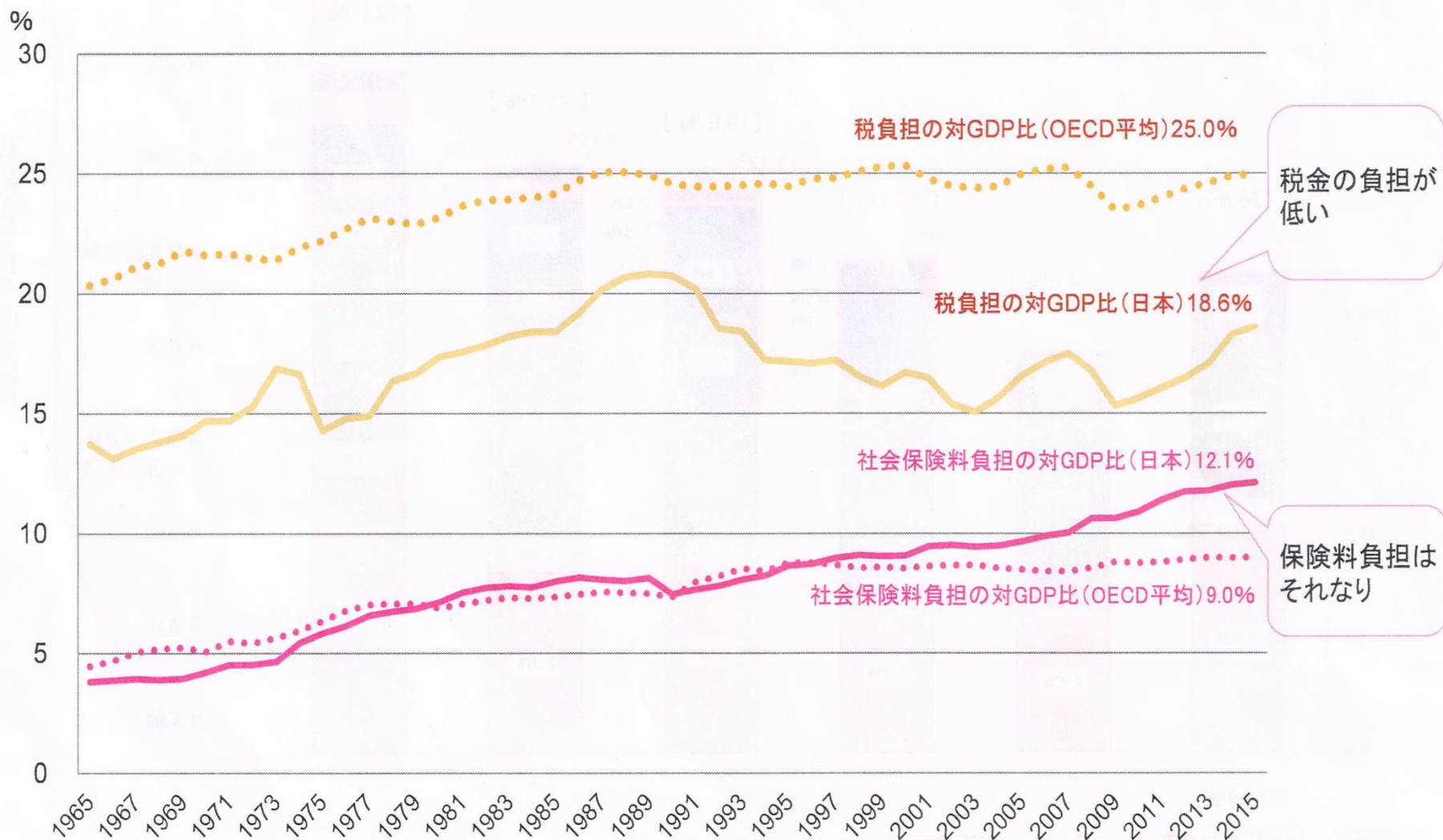
医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどに起因する財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みが存在（前期調整額）。また後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担している。



注1 前期調整額及び後期支援金の抛し側の合計と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（共済組合など）があるため。

注2 「前期調整額」には、退職拠出金も含む。また、市町村国保の後期高齢者支援金に係る前期調整額は、「収入」の「前期調整額」に含めており、「支出」の「後期支援金」には調整前の金額を記載している。

OECDにおける税・社会保険料負担の対GDP比率(1965年～2015年)

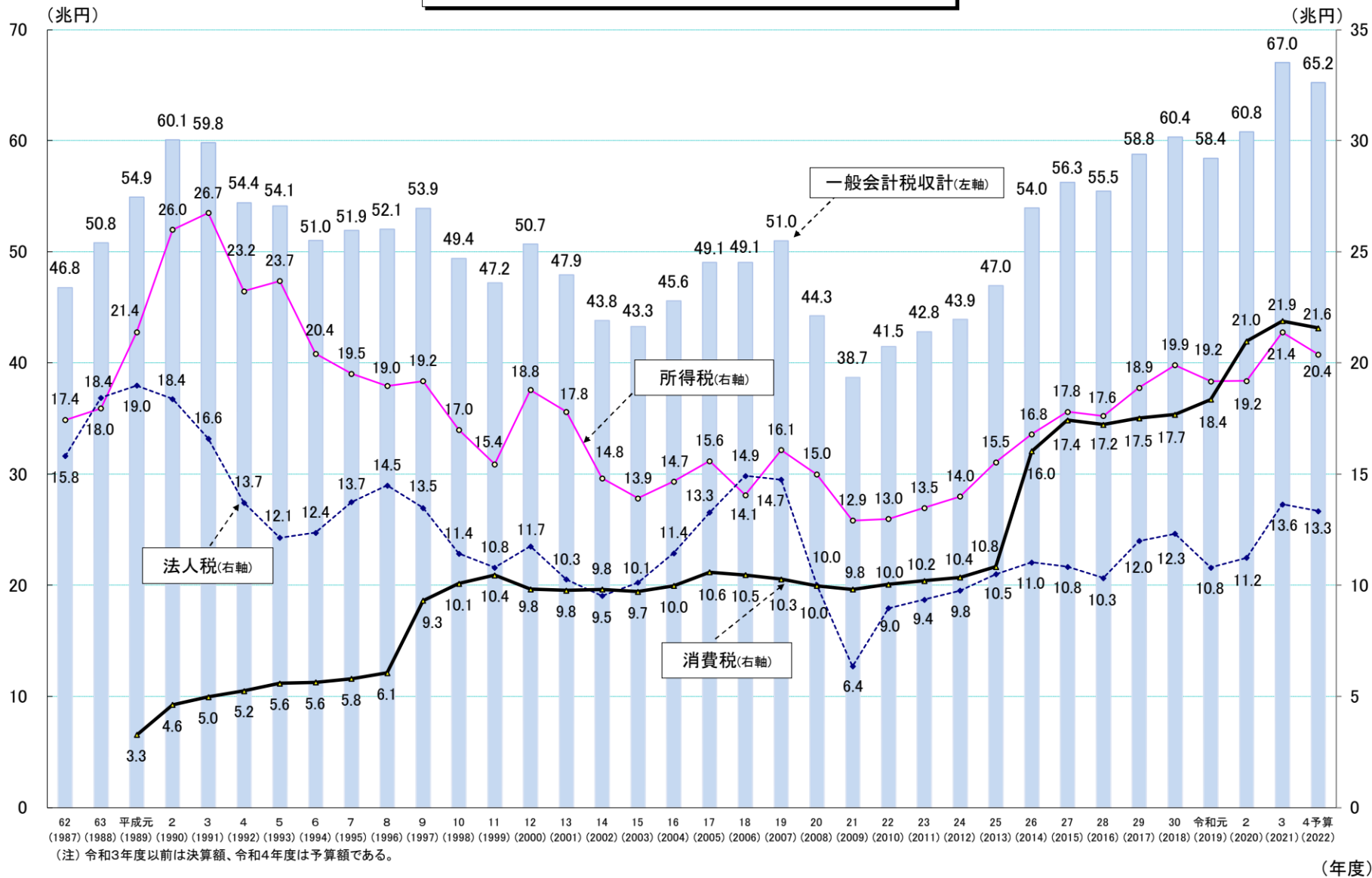


(出典)OECD「Revenue Statistics」より作成(数値は全て2015年の値)

※ 社会保険料負担の対GDP比…OECD Revenue StatisticsにおけるSocial security contributionsの対GDP比

※ 税負担の対GDP比…Total tax revenueの対GDP比から社会保険料負担の対GDP比を差し引いて算出

一般会計税収の推移



OECD加盟国（36か国）における所得・消費・資産課税等の税収構成比の国際比較（国税+地方税）（2019年現在）

所得課税合計（36か国中12位）

デンマーク	64.6%
スイス	63.3%
米 国	61.5%
オーストラリア	59.2%
カナダ	57.6%
ノルウェー	55.4%
ニュージーランド	55.1%
アイスランド	55.0%
アイルランド	54.9%
ルクセンブルク	54.1%
ドイツ	52.4%
日本	52.2%
ベルギー	51.0%
メキシコ	49.2%
フィンランド	48.5%
オランダ	47.2%
イタリア	45.9%
スウェーデン	45.4%
韓国	45.3%
オーストリア	45.3%
スペイン	44.3%
英 国	43.2%
チェコ	40.8%
イスラエル	39.7%
フランス	38.4%
ポルトガル	38.0%
チリ	37.6%
スロバキア	36.1%
トルコ	35.3%
ポーランド	34.3%
エストニア	33.8%
スロベニア	33.7%
リトアニア	31.7%
ギリシャ	31.2%
ラトビア	30.7%
ハンガリー	26.1%
OECD 諸国平均	45.5%

個人所得課税（36か国中20位）

デンマーク	57.3%
米 国	54.4%
アイスランド	48.0%
スイス	46.2%
ドイツ	44.1%
カナダ	42.9%
オーストラリア	42.0%
ニュージーランド	42.0%
フィンランド	40.2%
イタリア	38.9%
ベルギー	38.4%
アイルランド	38.1%
スウェーデン	36.5%
ノルウェー	35.4%
オーストリア	35.3%
スペイン	35.1%
英 国	34.4%
ルクセンブルク	33.1%
オランダ	32.9%
日本	31.9%
フランス	31.0%
ラトビア	30.0%
イスラエル	26.7%
ポルトガル	25.5%
エストニア	25.4%
メキシコ	25.0%
スロベニア	24.5%
ポーランド	24.3%
韓国	23.9%
トルコ	23.8%
リトアニア	23.1%
ギリシャ	22.8%
チェコ	22.7%
ハンガリー	20.9%
スロバキア	20.0%
チリ	8.8%
OECD 諸国平均	32.9%

法人所得課税（36か国中5位）

チリ	28.8%
メキシコ	24.2%
韓国	21.4%
ルクセンブルク	21.0%
日本	20.4%
ノルウェー	20.0%
チェコ	18.1%
オーストラリア	17.1%
スイス	17.1%
アイルランド	16.8%
スロバキア	16.1%
カナダ	14.7%
オランダ	14.3%
ニュージーランド	13.1%
イスラエル	12.9%
ベルギー	12.6%
ポルトガル	12.5%
トルコ	11.5%
ポーランド	10.1%
オーストリア	10.0%
スペイン	9.2%
スロベニア	9.2%
スウェーデン	8.9%
英 国	8.8%
リトアニア	8.6%
ギリシャ	8.4%
エストニア	8.4%
ドイツ	8.3%
フィンランド	8.3%
フランス	7.4%
デンマーク	7.3%
米 国	7.1%
イタリア	7.0%
アイスランド	6.9%
ハンガリー	5.2%
ラトビア	0.7%
OECD 諸国平均	12.6%

消費課税（36か国中30位）

リトアニア	66.6%
ハンガリー	65.7%
エストニア	65.3%
ラトビア	64.9%
スロベニア	63.2%
スロバキア	61.9%
ポーランド	58.5%
ギリシャ	57.6%
チリ	57.2%
チェコ	57.1%
トルコ	56.8%
ポルトガル	55.2%
フィンランド	46.7%
オランダ	46.7%
スペイン	44.7%
メキシコ	43.7%
イスラエル	43.4%
ドイツ	42.9%
オーストリア	42.2%
イタリア	41.2%
フランス	41.1%
英 国	40.8%
ノルウェー	40.0%
ニュージーランド	38.7%
ベルギー	37.4%
アイルランド	37.1%
スウェーデン	35.9%
アイスランド	35.6%
韓国	35.2%
日本	33.5%
ルクセンブルク	32.3%
デンマーク	30.5%
カナダ	26.5%
オーストラリア	26.3%
スイス	26.0%
米 国	23.2%
OECD 諸国平均	45.0%

資産課税等（36か国中9位）

フランス	20.5%
韓国	19.4%
スウェーデン	18.7%
イスラエル	16.9%
英 国	16.0%
カナダ	15.9%
米 国	15.3%
オーストラリア	14.6%
日本	14.3%
ルクセンブルク	13.7%
イタリア	12.9%
オーストリア	12.5%
ベルギー	11.6%
ギリシャ	11.2%
スペイン	11.0%
スイス	10.7%
アイスランド	9.5%
ハンガリー	8.3%
アイルランド	8.0%
トルコ	7.9%
ポーランド	7.2%
メキシコ	7.1%
ポルトガル	6.8%
オランダ	6.2%
ニュージーランド	6.2%
チリ	5.2%
デンマーク	4.9%
フィンランド	4.8%
ドイツ	4.7%
ノルウェー	4.6%
ラトビア	4.3%
スロベニア	3.1%
チェコ	2.2%
スロバキア	2.1%
リトアニア	1.8%
エストニア	1.0%
OECD 諸国平均	9.5%

（注1）日本は令和元年度（2019年度）決算。

（注2）諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2020"のデータを使用、計数は2019年のものである（オーストラリアは推計による暫定値）。

なお、リトアニアの計数は2019年のものが記載されていないため2017年の計数。

（注3）所得課税には、利子、配当及びキャピタルゲインに対する課税が含まれる。

（注4）資産課税等には、資産課税及びその他の課税が含まれる。資産課税とは、富裕税、不動産税（固定資産税等）、相続・贈与税及び流通課税（有価証券取引税、取引所税、不動産取得税及び印紙収入等）等を指し、日本の割合は13.9%である。

消費税のメリット・デメリット

- * 安定税収の確保
- * 世代に関係のない平等な負担
- * 働く意欲が阻害されない
- * 相対的には脱税がしにくい

- * 購買意欲の減退・景気悪化
- * 導入前後の需要変動
- * 価格転嫁のしわ寄せ

GOOD



ご清聴ありがとうございました。